

道民ギャラリー及び駐車場文化事業適用要領

1 趣 旨

文化活動を行う団体及び個人に発表の場を提供するとともに、地域住民に文化とふれあう機会の拡大を図る。

2 事務主体

「北海道宗谷合同庁舎道民ギャラリー及び駐車場一般開放事業」実施要領第4 4(1)に関する事務については、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課（以下環境生活課）が行う。

3 事務内容

環境生活課においては、事業の実施に当たって、次の事務を行う。

- (1) 本事業の適用に係る決定
- (2) 庁内関係各課との連絡調整
- (3) 来庁者や庁内職員への案内・周知
- (4) 総合振興局記者クラブを通じての報道依頼
- (5) 当日の会場設営に関すること

4 申請手続

道民ギャラリー及び西側駐車場において文化活動の発表を希望する団体及び個人は、別記様式1に必要事項を記入して提出するものとする。

5 決定基準

上記4の申請書の提出があった場合、本事業の適用に係る決定(上記3(1)) 基準は、文化等事業後援要領2の承認基準((5)の基準を除く。)を準用する。

6 決定の通知

上記5の決定が行われた場合、環境生活課は申請者に別記様式2により通知するものとする。

7 留意事項

道民ギャラリー及び西側駐車場の利用に当たっては、利用者は次の各号に留意するものとする。

- (1) 本要領並びに「北海道宗谷合同庁舎道民ギャラリー及び駐車場一般開放事業」実施要領の他、北海道宗谷総合振興局の指示に従うこと。
- (2) 北海道庁舎等管理規則に従うこと。
- (3) 合同庁舎の入庁機関の事務の遂行に支障を生じないこと。
- (4) 上記(1)から(3)に定められていない事項については、随時環境生活課と協議すること。

附 則

この要領は、平成14年 7月18日から施行する。

この要領は、平成22年10月27日から施行する。

この要領は、平成25年 5月27日から施行する。

別記様式 1

道民ギャラリー及び駐車場文化事業適用申請書

平成 年 月 日

北海道宗谷総合振興局長 様

(申請者)

住 所 〒

団体名等

団体代表者または個人名

印

電話番号

— —

道民ギャラリー及び駐車場文化事業適用要領の 4 に基づき、文化活動の発表を希望しますので、次のとおり申請します。

記

1 事業の概要

(1) 事業の名称

(2) 事業の内容 (演奏・展示・その他)

(3) 開催日時

(4) 使用を希望する場所 (○をつけてください。)

道民ギャラリー 西側駐車場

(5) 関係者人数

(6) 会場設営に当たっての希望 (客席配置、音響、照明等)

(7) その他要望事項等

2 添付書類

主催者が民間団体である場合は、その団体の性格及び内容を明らかにする書類 (定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等)

別記様式2

道民ギャラリー及び駐車場文化事業適用決定通知書

平成 年 月 日

事業の名称

(団体名及び代表者氏名 または氏名)
様

北海道宗谷総合振興局長

道民ギャラリー及び駐車場文化事業適用要領（以下「要領」という。）の5に基づき、先に提出のあった申請書のとおり、事業の適用を決定したので通知します。
なお、活動の発表に当たっては、要領の7に留意してください。